

平成31年度 事業計画書

社会福祉法人
神崎町社会福祉協議会

I 基本理念

社会福祉法では、「個人の尊厳の保持」「福祉サービスの利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、第4条に「地域福祉の推進」を基本理念として位置付けており、地域福祉の目的を、福祉サービスを必要とする地域住民が「地域社会の一員として日常生活を営むこと」「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できること」としています。このため、本会の基本理念にもとづき、下記を本会の事業計画の基本理念といたします。

— 神崎町社協の基本理念 —

「だれもが安心して暮らせ、支えあいにより、
自立した生活がおくれる福祉のまち神崎」

II 基本目標

地域住民の誰も人として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能となるべく、福祉サービスの提供だけでなく、各種のサービスの組み合わせ、インフォーマルな活動、福祉意識の向上、環境、制度整備を進め、地域における「福祉の総合化」「地域福祉を向上させること」を目標とします。

III 事業方針

少子高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、加えて経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や所得格差、虐待や悪質商法など権利擁護の問題等、地域における生活課題は深刻化し広がり続け、地震、そして台風等の大規模風水害も頻発し、人知を超えた自然災害への準備と被災地・被災者への支援についても、更に重要なものになっています。

このような中、改正社会福祉法が本格施行され、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社会福祉協議会としては、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取組みをしっかりととしていかなければなりません。また、本会が地域福祉を推進する中心的な専門機関として長年培ってきた力を十分に發揮し、地域住民の暮らしを応援していきます。

本会の活動は、行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ他の

機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしにくさを持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、解決に向け協力し合える関係をつくることにこそ、その本質があります。中心となる活動としては、引き続き福祉の整備が遅れた支援の手の届きにくい分野の福祉向上を図るものとし、行政や他機関では取組むことが困難な課題に対し、相談支援体制の強化をはじめ、常に「福祉サービスを必要とする住民」の気持ちに寄り添いながら、解決のために必要な事業の企画・実践など、中立性と公平性を確保しながら実施いたします。

一方、小地域においては、地区社会福祉協議会が行う住民による地域での支えあい活動などへの本会としての支援の充実度を高めていきます。

変化する家族形態を支える体制を地域性に応じて地域でつくっていく生活支援体制整備事業を受託し、複雑多様化するニーズに弾力性のある組織体制と役職員の心をもって対応できるよう、一步進んだ形の地域福祉に取組んでいくものであります。

IV 重点事項

1 会の運営

本会は民間団体として主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

また、安定した運営を目指すうえでの財源確保、業務の効率化、費用対効果に着目し事業を実施します。そのため、事業にかかる意思決定や事業執行に責任を負う理事会の役員体制（理事定例会）の活性化を図るとともに、地域の総意をもって包括的に地域福祉を推進するため評議員による重要事項の決定は元より、その意見を反映させ、住民の参画や協力を得る仕組みをつくります。また、事業における、リスク管理及び法令遵守において、各種専門職等の連携体制を強化いたします。

- (1) 社会福祉法人制度改革が行われる中で、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに情報公開等により説明責任を果たします。
- (2) 事業における、リスク管理及び法令遵守において、各種専門職等の連携体制を強化いたします。
- (3) 事業の展開にあたっては、住民参加の徹底を図ります。
- (4) 事業の効果、コスト把握など事業評価を適切に行い、効率的で効果的な自律した経営を行います。
- (5) 就労に関する諸規定の見直しについて、職員の就労状況及び意見をふまえつつ専門家と協議し行います。

2 介護保険サービス事業経営の改善と質の高いサービス提供の実施

老々介護など、家族における介護負担の変化が著しくある中で、利用者の立場に立った「個別ケア」への取組みを見直しするとともに、介護者の負担軽減をふまえ営業日を拡大いたします。

このことによる良質なサービス提供と充足率の強化により、安定した経営が行われるよう専門家の助言をふまえ努力いたします。

- (1) サテライト通所介護事業所において、若年要支援者等へのサービスに注目した介護サービスについて、個人が取り組みやすい運動により、介護の重度を抑制し、身体機能の維持向上に努めます。
- (2) 介護保険サービス3事業において、つながりのある介護サービスを提供し、在宅における個別支援（在宅でがんばってみる・地域で暮らすことの実現化）を図るとともに、介護者の負担軽減をふまえ営業日を拡大いたします。
- (3) 平成30年4月より、各市町村において本格的に事業化された総合支援事業について、各市町村の動向を確認しつつ、新たな体制整備について検討いたします。
- (4) 本会で実施する在宅福祉サービスと介護保険サービスの一体的提供について、関係職員等における勉強会を実施し検討いたします。
- (5) 地域包括支援センターとの連携体制を整備します。

3 在宅福祉における、介護保険以外のサービス

高齢者、障害者における、公的サービスは整うと同時に身近になり、サービス提供されているが、しかし、現代は家族機能の脆弱化などにより「自助」の基盤が弱く、生活課題は複雑・多様化しています。この生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、変化する家族形態を支える体制を地域性に応じて地域でつくっていく生活支援体制整備事業を受託し、複雑多様化するニーズに弾力性があり、一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。

また、高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心で、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を目的とした高齢者健康増進活動の実施及び、介護予防事業及び地域支援事業について参画し推進いたします。

- (1) 高齢者健康増進活動における「健康維持」・「健康増進」について、地域での運動の習慣化を目的に、「トレーニングスタジオ West」を運営いたします。また、生きがいづくり事業（ミニディサービス）、介助サービス（たすけっと事業）について、事業内容について検証しサービス内容の見直しを実施いたします。
- (2) 介護保険制度における包括ケアシステムの中核となる「生活支援コーディネーター業務」及び「協議体」の受託運営において、複雑多様化するニーズに弾力性があり、一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。

4 地域活動の基盤整備

町と協議し、町民の、地域活動への入り口を整え、コミュニケーションによって人と人の間につながりをつくることで連帯感を促し、「共助」（支え合い）の意義の確立を図ります。

町民の方が、やりがいを感じる活動の入り口は、たくさんあり、町民の方がニーズに気づき、やれること、やりたいことをベースに、いかに、その活動を通じて次の生活課題を見つけて展開していくような流れをつくることが、地域活動の意義であり社会福祉協議会の役割です。

また、学童保育所の受託により子育て支援について、必要な活動を検討いたします。

- (1) 住民活動も含めたボランティア活動の支援体制について関係機関と協議し再構築を図ります。
- (2) 地域における住民活動等の情報収集と、情報提供ができる体制を整備します。

- (3) 学童保育所の受託により子育て支援について、必要な活動を検討いたします。
- (4) 従来からの地域福祉推進活動（いきいきサロン活動等）について、地域性に配慮するなかで、柔軟に対応できるよう体制を整備します。
- (5) 生活困窮者に対する、食品寄贈活動「フードバンク「ちば」」へ協力いたします。

V 実施事項

1. 地域福祉活動推進事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
法人運営	<p>○円滑・適正な運営のため計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また、組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。</p> <p>○社会福祉関係情報の提供と本会事業の紹介などにより、地域福祉活動と本会への理解と協力を得るため実施する。</p>	<p>○組織運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理事会の開催 ② 評議員会及び定時評議員会の開催 ③ 評議員選任・解任委員会の開催 ④ 理事勉強会 ⑤ 監事監査の実施 ⑥ 内部監査の実施（年4回） ⑦ 職員業務調整会議（月1回） ⑧ 経営コンサルティング会社の参画による事業経営 ⑨ 法令遵守とリスクマネージメントによる顧問弁護士の相談窓口設置 <p>○法人管理</p> <p>会員の増強 普通会費 1世帯 1,000円 贊助会費 1口 2,000円 法人会費 1口 5,000円</p> <p>○調査・研究・企画・広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 企画・広報事業 広報紙「ふれあい」の発行（年4回） ② ホームページの管理運営と充実 ③ イメージキャラクター「ふくちゃん」の有効活用
地域福祉活動推進事業	○誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目的に、地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図ります。	<p>○安否確認事業</p> <p>認知症徘徊高齢者模擬捜索訓練の実施</p> <p>○いきいきサロン活動の推進</p> <p>○福祉活動団体支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉団体への助成 ② 福祉教育推進校への助成 <p>○地域ぐるみ福祉ネットワーク事業</p> <p>地区社協活動（二地区）の支援</p>
ボランティア活動支援事業	○ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図ります。	<p>○ボランティア連絡協議会の運営</p> <p>○ボランティア養成事業</p> <p>○ボランティアコディネート活動</p> <p>○ボランティア保険加入と受付</p> <p>○フードバンク活動への協力</p>

事業名	目的・概要	主な実施事項
		○わくわく体験塾の実施（児童のボランティア 体験講座）
共同募金運動	○赤い羽根募金として住民に 多様な民間の社会福祉活動 の必要性を理解いただける よう、運動に協力するとともに、配分金を活用し、地域福祉の推進を図ります。	○赤い羽根共同募金運動の実施と周知活動 ○ボランティア団体への助成 ○障害者（児）交流事業 ① プラザ花壇整備 ② 特別支援学校「もちつき大会」協力 ○歳末たすけあい活動
生活福祉資金貸付事業	○一時的な生活困窮世帯等の 経済的自立と安定した生活 の維持を図ります。	○小口資金貸付事業（県社協委託） ○生活福祉資金貸付事業（県社協委託） ○臨時特例つなぎ資金貸付事業（県社協委託） ○福祉資金貸付事業（本会独自の貸付制度） ○償還指導と滞納世帯への対応
学童保育所事業	○町において設置されている 学童保育所の運営について 受託し、今後に必要とされる 子育て支援について検討 いたします。	○運営の受託において、「一人ひとりの児童が、 学童保育を毎日の生活場」として、受け止め、 よりどころとして実感ができる支援に努め るほか、保護者の働きながらの子育てを支援 いたします。

2. 在宅福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
在宅福祉サービス事業	<p>○複雑・多様化する生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、変化する家族形態を支える体制を地域性に応じて地域でつくっていくことが必要であり、弾力性がある一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。</p> <p>○高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心で、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を目的とした高齢者健康増進活動の実施及び、介護予防事業及び地域支援事業について参画し推進いたします。</p> <p>○高齢者や障害者が地域で自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行います。</p>	<p>○在宅福祉サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配食サービス事業 ② 日常生活用具貸付事業 ③ 生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険外訪問介護サービス ④ 徘徊高齢者等支援サービス事業 ⑤ 移送サービス事業 ⑥ 福祉車両貸出事業 ⑦ 買い物支援（帰宅支援）事業 <p>○生きがいづくり事業 ソフ・ランCLUB事業</p> <p>○介護予防・日常生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ミニデイサービス ② 高齢者健康増進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングスタジオ West の運営 ③ 地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業（町委託） 元気あっぷ教室の開催 ・運動機能向上教室の開催（町委託） ・生活支援体制整備事業（町委託） 生活支援コーディネーター業務 生活支援体制整備推進協議体の運営 <p>○福祉サービス利用者援助事業 日常生活自立支援事業（県社協委託）</p>

3. 介護・障害福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
介護保険サービス事業	<p>○介護保険制度に基づく訪問介護サービス（居宅介護等事業）を適正に実施するとともに、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。</p> <p>○介護保険制度に基づく通所介護サービスを適切に実施するとともに、利用者の立場に立った「個別ケア」への取組みを見直す事や、専門職における機能訓練を強化し、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。</p> <p>○介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適切に実施いたします。</p>	<p>○指定訪問介護（居宅介護等事業）事業の実施 ① 訪問介護サービス ② 介護予防訪問介護サービス ③ 介護予防訪問介護相当サービス（総合支援事業） • 利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と介助の有する日常行為の援助 • 利用者または家族等の相談援助業務 • 苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置）</p> <p>○指定通所介護事業の実施 ① 通所介護サービス ② 介護予防通所介護サービス ③ 介護予防通所介護相当サービス（総合支援事業） • 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう、通所における「個別ケア」にて支援いたします。 • 利用者の機能向上に向けた、リハビリ・運動に特化した短時間型の通所介護サービスを専門的に実施します。 • 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 • 利用者または家族等の相談援助業務 • 苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置）</p> <p>○指定居宅介護支援事業の実施 ① 居宅介護支援事業 ② 介護予防支援業務 • 介護支援専門員による、利用者の身体状況、生活状況及び家族の介護支援状況に配慮したマネージメントにより居宅サービ</p>

事業名	目的・概要	主な実施事項
		ス計画及び介護予防居宅サービス計画を作成し、利用者が居宅において日常生活がおくれるよう支援いたします。
障害福祉サービス事業	○障害者総合支援法に基づく 居宅介護及び重度訪問介護 を適正に実施するととも に、良質なサービス提供に より充足率を高め、安定した 経営が行われるよう、専 門家の助言をふまえ努力いたします。	○居宅介護及び重度訪問介護事業の実施 ① 居宅介護サービス ② 重度訪問介護 ・利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と介助の有する日常行為の援助 ・重度訪問介護にあっては、外出時における移動中の介助 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置）

4. その他の活動

活動名	目的・概要	主な実施事項
赤十字社活動の協力	○赤十字の原則（「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という7つの普遍的な原則）による各種活動に対して、神崎町分団事務局として支援を行います。	① 赤十字社社費の募集 ② 災害時における物資の配布 ③ 被災地への義援金募集にかかる周知活動と支援 ④ 赤十字奉仕団への支援
福祉団体及び当事者団体等の支援	○団体の事務局として、会議の開催及び事業の企画・運営等を支援するとともに、各会員との連絡調整業務を行います。	○福祉団体の支援 神崎介護保険サービス事業所連絡会 ○当事者団体の支援 ① 老人クラブ連合会 ② 母子寡婦福祉会 ③ 手をつなぐ親の会